

一般財団法人 栄月育英会 奨学金規程

第1章 総 則

一般財団法人栄月育英会定款に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となる者は、高等学校・短期大学・大学に在学する、福井県に在住または福井県出身の生徒、学生で学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 本会の奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 短期大学奨学生
- (3) 大学奨学生

(奨学金の区分)

第3条 本会の奨学金には、給与するものと貸与するものがある。

2. 給与するものは本人に給与し、返還を求めない。
3. 貸与するものは本人に貸与し、将来本人より返還を求めるものである。
4. 給与と貸与を合算採用する、併用がある。

(奨学金の給貸与期間および金額)

第4条 奨学金を給貸与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 前項の期間中に給貸与する奨学金の額は次の通りとする。

(1) 高等学校奨学生	給与月額	円以内
	貸与月額	円以内
(2) 短期大学奨学生	給与月額	30,000円以内
	貸与月額	20,000円以内
(3) 大学奨学生	給与月額	30,000円以内
	貸与月額	20,000円以内

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

- 第5条 奨学生志望者の中、給与を志望する者は、本会宛ての奨学生願書（給与願書）に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。
2. 貸与を希望する者は、連帯保証人と連署した本会宛ての奨学生願書（貸与願書）に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。
 3. 併用を希望する者は、連帯保証人と連署した本会宛ての奨学生願書（併用願書）に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。
 4. 前項の連帯保証人は、本人が未成年の場合はその親権者、又は後見人成年者の場合はその父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学生の採用)

- 第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長がこれを決定し、その結果を在学学校長を経て本人に通知する。

(奨学金の交付)

- 第7条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情がある時は、2ヵ月分以上を合わせて交付することが出来る。
2. 奨学金の送付は直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

- 第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。(現在、銀行振込のため不要)

(奨学生成績および生活状況の報告)

- 第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を理事長宛てに提出しなければならない。

(異動届)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届出なければならない。

- (1) 休学・留学・留年・復学・転学または退学した時
- (2) 停学その他の処分を受けた時
- (3) 連帯保証人を変更した時
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった時

2. 奨学金の貸与を受けていた奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に前項(3)、(4)号に該当する時は、前項に準じて届出なければならない。

(奨学金に休止および停止)

第11条 奨学生が休学、又は長期にわたって欠席した場合は、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または性行などの状況により、指導上必要があると認められた時は、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出た時は、奨学金の交付を復活する事がある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認める時は、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷痕傷病などのため成業の見込みが無くなった時
- (2) 学業成績または操業が不良になった時
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じた時
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があった時
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失った時
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失った時

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることが出来る。

(貸与奨学金借用証書の提出)

第15条 貸与奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署の上、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業もしくは終了し又は奨学金貸与期間が満了した時
- (2) 第13条の規定により奨学金の交付を廃止された時
- (3) 退学した時
- (4) 奨学金を辞退した時

(貸与奨学金の利息)

第16条 貸与奨学金は無利息とする。

第3章 貸与奨学金の返還および返還猶予

(貸与奨学金の返還)

第17条 貸与奨学金が第15条各号の一に該当する時は、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、20年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。(平成31年度以降の者は16年以内)

2. 前項の奨学金の返還は年賦、月賦又はその他の割賦の方法によらなければならない。但し奨学生であったものの都合により、いつでも繰り上げ返還することが出来る。
3. 前項の規定に関らず奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰り上げ返還させることが出来る。
 - (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用した時
 - (2) いつわりの申請その他の不正手段によって貸与を受けた時
 - (3) 返還の支払いを怠った時

(奨学金の返還猶予)

第18条 貸与奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

- (1) 災害により被害をこうむったため返還が困難となった時
- (2) 傷病により返還が困難となった時
- (3) 高等学校・短期大学・大学・大学院またはこれと同程度の学校に在学する時
- (4) 医学実地修練に従事する時
- (5) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事する時
- (6) その他、真に止むを得ない理由によって返還が著しく困難となった時

2. 返還猶予の期間は、前項第3号または第4号に該当する時は、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当する時は1年以内とし、さらに事由が継続する時は願出により重ねて1年ずつ延長することが出来る。但し、第5号・第6号に該当する時は、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第19条 貸与奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することが出来る書類を添付し、連帯保証人と連署の上、貸与奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 貸与奨学金の返還猶予の願出があった時は、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(貸与奨学生であった者の届出)

第21条 貸与奨学生が第15条の各号の一に該当する時は、6ヵ月以内にその住所及び職業を届け出なければならない。

2. 貸与奨学生であった者が高等学校・短期大学・大学または大学院に入学した時は、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。

(死亡の届出)

第22条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて、在学中の学校長を経て直ちに死亡届を提出しなければならない。

2. 貸与奨学生であった者が、貸与奨学金返還完了前に死亡した時は、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに届出なければならない。

第4章 貸与奨学金の返還免除

(貸与奨学金の返還免除)

第23条 貸与奨学生または貸与奨学生であった者が死亡し、又は不具疾病のため精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を失い、その貸与奨学金の返還未済額の全額または一部について返還不能となった時、その他特に必要ある時は、その全額または一部の返還を免除する。

(返還免除の願出)

第24条 貸与奨学金の返還免除を受けようとする時は、本人または相続人は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し、貸与奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡による時、または戸籍謄本・不具廢疾の時は、その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第25条 貸与奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じた時から1年以内に提出しなければならない。但し特別の事情があったと認められる時は更に1年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第26条 貸与奨学金返還免除の願出があった時は、理事長において審査決定し、その結果を本人・相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第27条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第6章 補則

(実施細目)

第28条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

付則

1. この規程は昭和49年4月1日より実施する。
2. この規程は平成30年10月1日より改定実施する。